



毎週火・金曜日発行  
(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福島県報

目次

告示

- 認定済化石油ガス販売事業者として認定した件
  - 土地改良事業計画を変更することを認可した件
  - 農地法第四十一条第二項において準用する同法第三十九条第一項の規定により裁定を行った件
  - 土地改良法により換地計画を定めた件

告示

公  
告

- 落札者を決定した件
  - 土地改良区の役員が就任した旨届出があつた件
  - 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、保安確保機器の設置及び管理の方法についての基準に適合している液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定した。

福島県知事 内堀 雅雄

一 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
東二郎、ミヤモトミツラ、通称 三日月

二  
住所

福島県告示第四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、

当該利用権の返期までに福島地方法務局は補償金を供託することと

(農村振興課)

福島県告示第一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十一条第一項の規定により、安達土地改良区が安達土地改良区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、令和七年十二月二十四日認可した。

令和八年一月九日

福島県知事  
内 堀 雅 雄  
(農村計画課)

(消防保安課)

福島県西白河郡西郷村大字小田倉字向原五十番地  
認定年月日  
令和七年十二月二日

高野地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年一月九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧の期間  
令和八年一月十三日から  
同年二月二日まで (二十一日間)

三 縦覧の場所  
会津若松市役所

四 その他  
この換地計画について不服があるときは、土地改良法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧の期間満了日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この換地計画については上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該換地計画の取消しの訴え提起することができる。

(農村基盤整備課)

#### 福島県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津建設事務所で令和八年一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月九日

路線名		区間		敷地の幅員 (メートル)	延長
変更後	変更前	変更後	変更別		
八・九・九	七・三・三	八・三・三	(メートル)	七・三・三	八・九・九
一一・六	一一・六	一一・六	(メートル)	一一・六	一一・六

(道路計画課)

福島県知事 内堀 雅雄

#### 福島県告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津建設事務所で令和八年一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月九日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区間	変更後	変更前	敷地の幅員 (メートル)	延長
県道赤留塔寺線 塔寺線	大沼郡会津美里町八木 字天神宮一二二七番地 先から 同郡同町八木 字天神宮一二三〇番地 地先まで	大沼郡会津美里町雀林 字天神宮一二二七番地 先から 同郡同町雀林 字天神宮一二三〇番地 地先まで	大沼郡会津美里町八木 字天神宮一二二七番地 先から 同郡同町八木 字天神宮一二三〇番地 地先まで	九・〇・九 一八・〇	一一五・八
				九・〇・九 一一五・八	一一五・八

(道路計画課)

#### 福島県告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津建設事務所で令和八年一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月九日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道赤留塔寺線 大沼郡会津美里町雀林字天神宮一二二七番地先から 同郡同町雀林字天神宮一	大沼郡会津美里町雀林字天神宮一二二七番地先から	令和八年一月九日

**公 告**

(道路計画課)

一二三〇番地先まで

**公告第1号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設で使用する電気について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年1月9日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設で使用する電気 予定数量 1,801,600 kWh
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県商工労働部商工労働総室商工総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年10月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社アドバンテック 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
- 5 落札金額  
45,901,097円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和7年9月19日

(商工総務課)

## 公告第二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があつた。

令和八年一月九日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称  
昭和村土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所  
理事 佐々木 長子 大沼郡昭和村大字松山字沢向四〇〇番地

（農村計画課）

## 公告第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、矢吹町から県南都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和八年一月九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

## 正誤

五六七	ページ
上	段
ら六 後ろか	行
二百五十六番地	正
二十五番地	誤

○令和七年十二月九日付け定例第六百三十三号中